

実施方針に関する意見提案等に対する回答

No.	タイトル	該当箇所						意見等	回答
		頁	第●	●	(●)	○	カナ/英小		
1	開発許可申請業務	2	第1	4	①		ア	開発許可申請についての業務範囲を明記必要	業務範囲に記載する。
2	敷地測量・地質調査	2	第1	4	①		ア	業務範囲の明記が必要	業務範囲に記載する。
3	業務実績	2	第1	4	①		ア	過去における業務実績の有無についての明記必要な場合は、年数は問わないか否か？	応募する資格要件として、過去の業務実績は問わない。 ただし、施工能力・技術を判定する評価項目の判断材料とする予定である。審査基準の公表時に示す。
4	業務範囲	2	第1	4	①		ア	設計業務について、開発許可申請は現状どのような整理か。公共事業のため許可不用等。	1のとおり。
5	業務範囲	2	第1	4	①		ア	設計業務について、以下業務は別途発注か。 地質調査、測量、造成設計、外構設計（建物範囲外）	造成について、盛土は町で行う。盛土した後の庁舎建設に必要な造成については、当事業の対象となる。また、それ以外の地質調査等については当事業の対象。
6	業務範囲	2	第1	4	①		イ	建設業務について、以下業務は別途発注か。 造成工事、外構工事（建物範囲外）、開発許可関係（消防水利等）	造成工事については5のとおり。それ以外については当事業の対象。
7	業務範囲	2	第1	4	①		ウ	工事監理について、以下業務は別途発注か。 造成工事、外構工事（建物範囲外）、開発許可関係（消防水利等）	同上
8	業務範囲	2	第1	4	②		ア	維持管理業務の建築物・建築設備の点検保守業務のうち、法定業務を事業者の負担とあるが、建築物・建築設備の定期報告のみで良いか。	法で義務付けられた点検等を事業者が行い、法定ではない点検等及び点検等の結果、必要となる修繕等の対応は町が行う。
9	業務範囲	2	第1	4	③			解体は杭や地中埋設物も含むか。	お見込みのとおり。
10	業務範囲	3	第1	7				事業スケジュールについて、解体工事時期は供用開始後令和8年5月上旬以降と考えられるが、どの程度の期間を想定しているか。	解体工事は令和8年5月の供用開始後となる。期間については、現時点では具体的に想定していないが、適切に解体できるよう工期を設定していただきたい。
11	本庁舎の計画	3	第1	7				CASBEEの外部評価は必要か。また、BELS申請は必要か。必要な場合、申請金は確認申請、適合判定等事業者負担となるか。	いずれも必要としない。ただし、要求水準を満たすことを証明する自己診断等の資料の提出は必要である。資料の作成等の費用は事業者負担。